

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、杉並区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、区長が必要と認める事項について意見を述べるものとする。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 杉並区内に住所を有する保護者
- (2) 杉並区内において子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他区長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 子ども・子育て会議に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、子ども・子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第4条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

(委員以外の者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成27年3月31日までの間に委嘱される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略